

## 参考資料

---

2019年10月24日  
金 融 庁

# 目次

---

I 前払式支払手段について	.....	2
---------------	-------	---

II 収納代行について	.....	7
-------------	-------	---

# 前払式支払手段について

## 資金移動業者及び前払式支払手段発行者に対する現行規制の概要

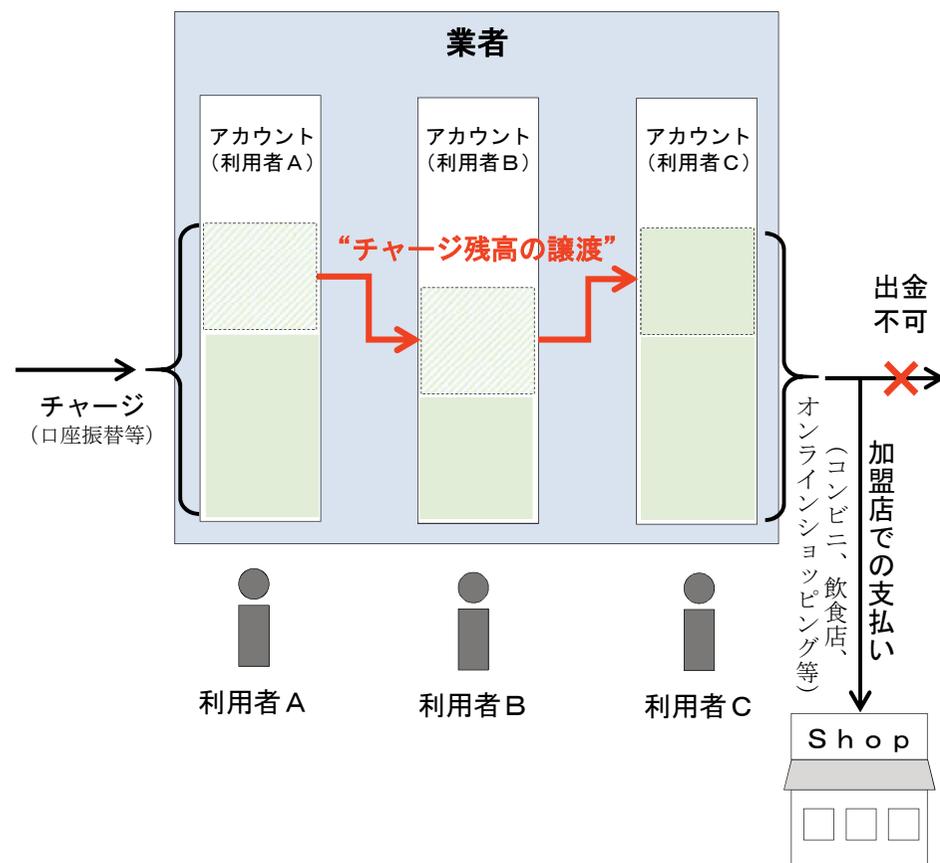
		資金移動業者	前払式支払手段発行者（第三者型） [交通系ICカードなど]	前払式支払手段発行者（自家型） [自店舗でのみ使用可能な商品券など]
参入形式		登録制	登録制	届出制 基準日未使用残高が1,000万円を超えるとき
送金等上限額 (1件あたり)		100万円	制限なし	制限なし
利用者資金 の受入れ	受入れ上限額	制限なし 出資法との関係で送金に関連した資金のみ滞留することとなるが、資金決済法においてその取扱いに関する明文の制約はない	制限なし	制限なし
	保全の方法	供託等義務（全額） ある1週間の各営業日における要履行保証額の最高額以上を翌週中に供託（最低1,000万円）	供託等義務（半額） 基準日（3月末及び9月末）の未使用残高の2分の1の額以上を基準日の翌日から2月以内に供託（基準日未使用残高が1,000万円を超えるとき）	供託等義務（半額） 基準日（3月末及び9月末）の未使用残高の2分の1の額以上を基準日の翌日から2月以内に供託（基準日未使用残高が1,000万円を超えるとき）
財務		特になし 「適正かつ確実に遂行するために必要と認められる財産的基礎」	最低純資産額 1億円以上	特になし
現金化の可否 〔マネー・ローンダリング対応〕		現金化可 〔犯罪収益移転防止法における取引時確認義務等〕	現金化不可 〔特になし〕	現金化不可 〔特になし〕

## 譲渡可能な前払式支払手段に関するサービス

- 前払式支払手段のうち、「第三者型」かつ、「IC型」や「サーバ型」に該当するものの中には、発行者が提供する仕組みを通じて、利用者が、他者に①チャージ残高を譲渡することで、個人間で支払手段の移転を行うことや、②番号等をメール・SNS等で送付することで、当該他者が支払手段として利用すること、が可能なものも存在する。

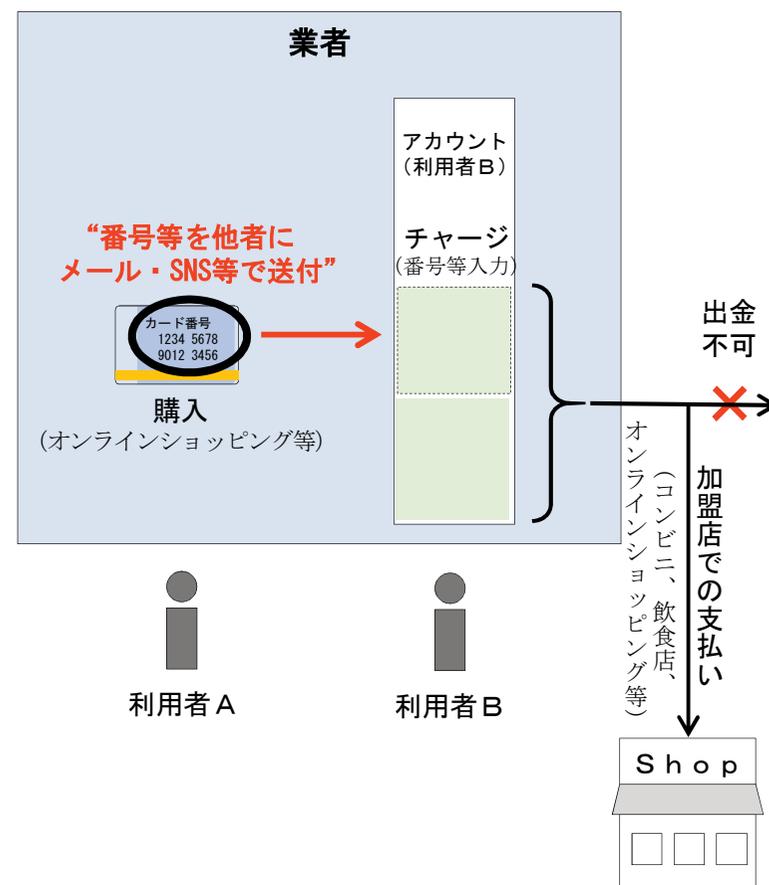
### 譲渡可能な前払式支払手段に関するサービスの例①

利用者が、他者に前払式支払手段のチャージ残高を譲渡することで、個人間で支払手段の移転を行うもの



### 譲渡可能な前払式支払手段に関するサービスの例②

利用者が、他者に前払式支払手段の番号等をメール・SNS等で送付することで、当該他者が支払手段として利用するもの

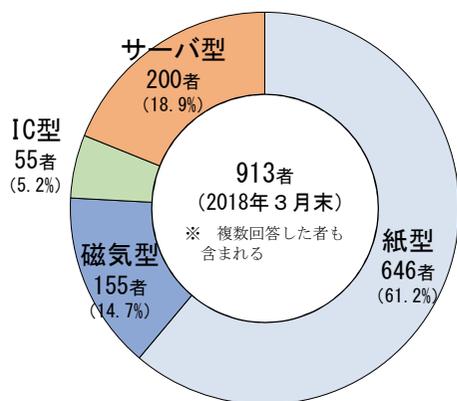


# 前払式支払手段の実態

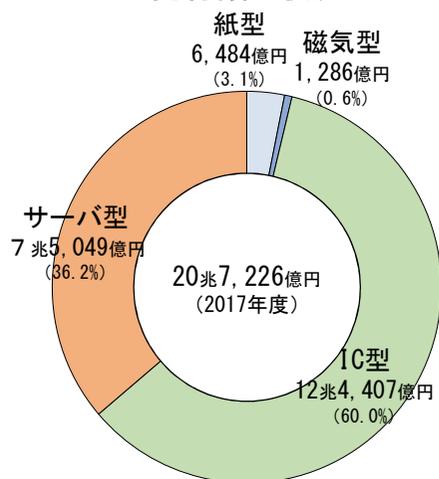
**参 考 資 料**  
 ※ 本資料は参考資料として作成したものであり、記載内容やデータの正確性・完結性を保証するものではありません。

- 前払式支払手段は、発行者数では「紙型」が過半を占め、発行額では「IC・サーバ型」が9割超を占める。
- チャージ残高の譲渡を行うサービスについて、計数の提供を受けた4社の合計で見ると、**月間合計件数は約23万件、月間合計金額は約8億円**となっており、**1件あたり1万円未満の譲渡が9割弱**となっている。

前払式支払手段の発行状況  
 発行者数の状況

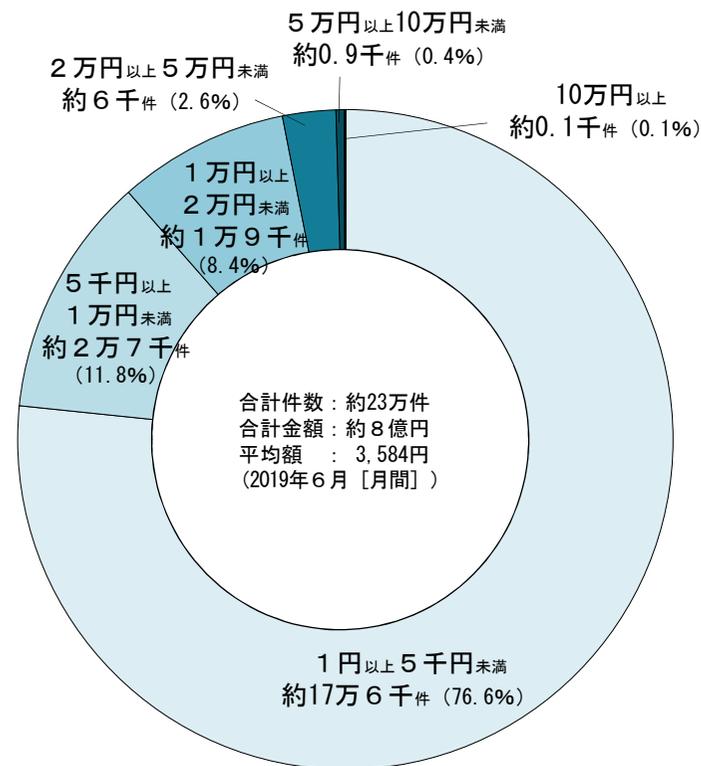


発行額の状況



計数の提供を受けた前払式支払手段発行者4社の  
 チャージ残高の譲渡額の分布

以下は、チャージ残高の譲渡に関するサービスを実施していることがウェブサイト等において確認することができた前払式支払手段発行者に対して計数の提供を依頼し、提供を受けた計数に基づき作成した図表である。同サービスすべてを網羅したものではない点に留意する必要がある。



※一般社団法人日本資金決済業協会「第20回発行事業実態調査統計(平成29年度版)」に基づき金融庁作成。調査対象の自家型前払式支払手段発行者及び第三者型前払式支払手段発行者1,899者のうち、回答があった者より提供を受けた計数を記載。  
 ※紙型、磁気型、IC型、サーバ型の区分は、調査対象者による申告を基に区分。

※ チャージ残高の譲渡に関するサービスを実施していることがウェブサイト等において確認することができた前払式支払手段発行者に対して計数の提供を依頼し、提供を受けた計数に基づき金融庁作成。  
 ※ 上記は4社の計数の合計。  
 ※ チャージ残高の譲渡額については、各社とも、利用規約上、1回又は1日あたり10万円以下の上限を設けている。

## 諸外国における「電子マネー」の位置付け

- 諸外国においては、電子的・磁氣的に保存された貨幣価値であって、発行者以外（第三者）に受け入れられるなどの要件を満たすものを“電子マネー”と定義している。その発行は「決済サービス」の一種とされ、利用者資金の保全等に関して送金サービスと同等の規制が課されている。

### 諸外国における「電子マネー」に係る規定

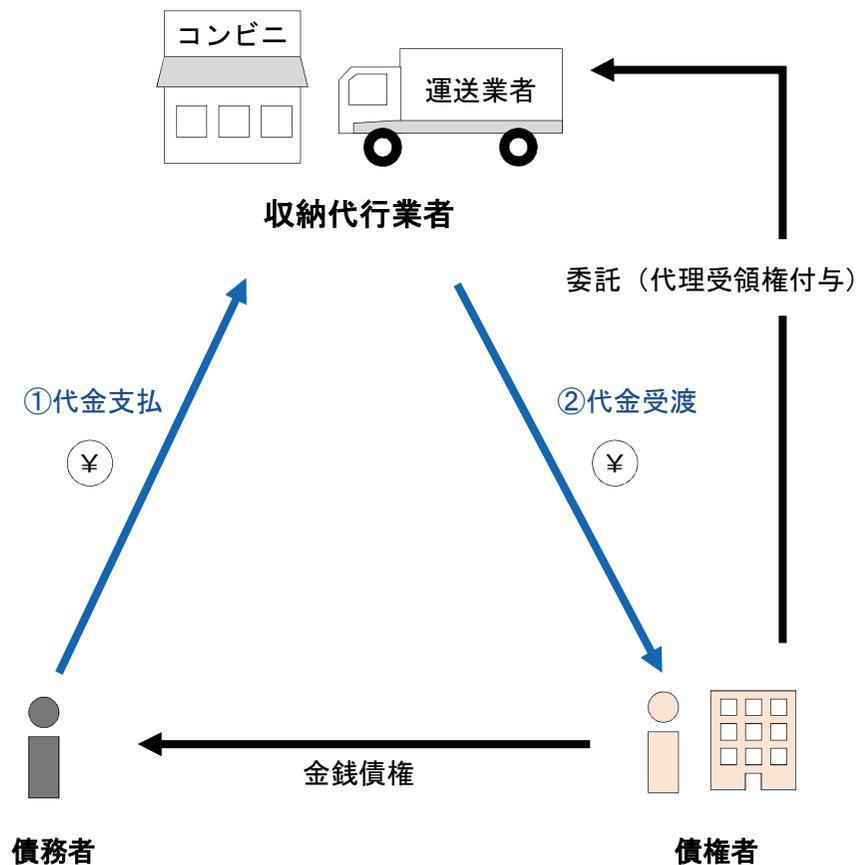
		EU 電子マネー指令 (E-money Directive) [2009年9月採択]	シンガポール 決済サービス法 (Payment Services Act) [2019年1月採択]	【参考】日本 資金決済法
定義		<p>【電子マネー (electronic money)】</p> <p>電子的・磁氣的に保存された貨幣価値 (monetary value) であり、</p> <p>① 発行者に対する債権として表され、</p> <p>② 決済取引 (payment transaction) を行うための資金の受入れに際して発行され、</p> <p>③ <b>発行者以外に受け入れられるもの</b></p> <p>※ 決済サービス指令 (Payment Services Directive) 2において、電子マネー事業者は決済サービス提供者 (payment service provider) として位置付けられている。</p>	<p>【電子マネー (e-money)】</p> <p>電子的に保存された貨幣価値 (monetary value) であり、</p> <p>① 法定通貨で表記、又は発行者によりその価値が法定通貨に固定され、</p> <p>② 決済口座を利用して決済取引 (payment transaction) を行うことを可能とするために事前に支払われ、</p> <p>③ <b>発行者以外に受け入れられ、</b></p> <p>④ 発行者に対する債権を表すもの</p>	<p>【前払式支払手段】</p> <p>① 金額・数量が証票、電子機器等に記載・記録され、</p> <p>② 当該金額・数量に応ずる対価を得て発行される証票等又は符号であり、</p> <p>③ <b>商品・サービスの代価の弁済等に使用されるもの</b></p> <p>※ 前払式支払手段は、①発行者（子会社等を含む）においてのみ使用可能である自家型と②<b>発行者以外の者においても使用可能である第三者型</b>に大別される。</p>
利用者資金の保全	保全範囲	発行額の <b>全額</b>	発行額の <b>全額</b> (1日平均発行額が500万SGD超のとき)	未使用残高の <b>半額</b> (未使用残高が1,000万円超のとき)
	保全時点	発行後5営業日以内	資金受入れ時点	原則6か月に1回
	保全手段	①預金又は安全資産への投資 ②保険・保証	①保証 (undertaking/guarantee) ②信託口座への入金	①供託 ②保証 ③信託
現金化の可否	現金化 <b>可</b>	現金化 <b>不可</b>	現金化 <b>不可</b>	現金化 <b>不可</b>
本人確認義務	あり (一定の場合には、各国の裁量で義務を免除することも可)	特になし (送金サービス (money transfer service) を併せ営む場合には義務あり)	特になし	特になし

## 収納代行について

# 収納代行サービス

## 典型的な収納代行サービスのイメージ

コンビニ、運送業者等の事業者が、債権者から代理受領の委託を受けて、①債務者から商品等の代金を受領し、②債権者に受け渡す。  
(コンビニでの公共料金支払等で利用され、運送会社が行う代金引換サービスも同様の仕組みとされる。)



○ 収納代行業者が債権者から代理受領権を付与されている場合、債務者が収納代行業者に代金を支払った時点で債務の弁済が終了することから、債務者に二重支払の危険はない。

○ 債務弁済終了後の収納代行業者の信用リスクは、債権者が負担することになる。

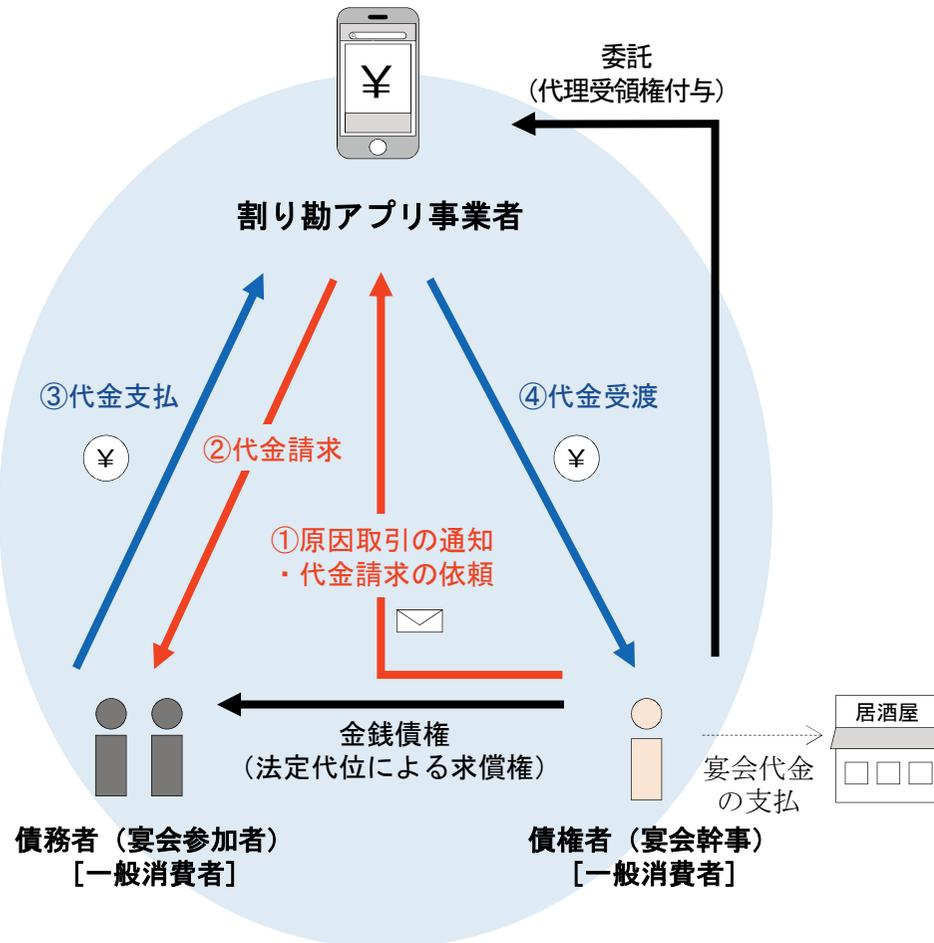
○ 金融審議会金融分科会第二部会報告「資金決済に関する制度整備について」（2009年1月）では、下記のとおり整理されている。

“たとえば、収納代行サービスについて、  
銀行法（為替取引）に抵触する疑義がある、サービスを提供する事業者が破綻した場合には収納を依頼した者に被害が生じる可能性がある等から制度整備を行うことが適当との意見に対し、  
為替取引に該当しない、支払人に二重支払の危険はない、利用者の利便性を低下させる等から制度整備は必要がないとの意見があり、  
サービスを提供する事業者や関係省庁等からも制度整備に対する強い異論が出された。このように共通した認識を得ることが困難であった事項については、性急に制度整備を図ることなく、将来の課題とすることが適当と考えられる。”

# 個人間の収納代行サービス

## 割り勘アプリのイメージ

割り勘アプリ事業者が、債権者（宴会幹事）から、①**宴会代金の支払を行った旨の通知と代金請求の依頼**とともに、代理受領の委託を受けて、②**債務者（宴会参加者）に代金請求**を行った上で、③**債務者から代金を受領し**、④**債権者に受け渡す**。



## エスクローサービスのイメージ

ネットオークション、フリマアプリ等のサービスを提供する事業者が、①**個人間の物品売買等の契約締結を確認し**、債権者（売主）から代理受領の委託を受けて、②**債務者（買主）から商品の代金を受領する**。③**事業者が代金入金のお知らせ**を行い、④**これを受けた債権者が商品を送送すると**、⑤**債務者が商品到着の通知**を行う。⑥**これを受けた事業者が、債務者から受領した代金を債権者に受け渡す**。

